

『宇治拾遺物語』第五十一話

「一条摂政歌の事」の和歌について

〈一〉

小野 のぞみ

『宇治拾遺物語』全百九十七話中に、和歌を載せる説話が十五話あり、都合十八首の和歌（うち一首は連歌）が収められている。

本稿では、その内の第五十一話「一条摂政歌の事」を取り上げ、『宇治拾遺物語』における和歌の役割を考える。

本説話は、本文中に典拠注記があるのにも関わらず、その注記された出典とは話の内容に差異がある。その話の内容と和歌の本文とを、『宇治拾遺物語』諸本および他の文献諸本に載るものについて、比較、対校、検討することにより、『宇治拾遺物語』編者が、どのようにこの説話集に話や和歌を採り入れ、自身のものとしているのかを明らかにしたい。

その検討によって、『宇治拾遺物語』編者の説話再構成の在り方の一端が解明できるはずだからである。

〈二〉

先ず、『宇治拾遺物語』第五十一話の本文を掲げる（新編日本古典文学全集による）。

今は昔、一条摂政とは東三条殿の兄におはします。御かたちより始め、心用ひなどめでたく、才、有様、まことしくおはしまし、また色めかしく、女をも多く御覽じ興せさせ給ひけるが、少し軽々に覚えさ

せ給ひければ、御名を隠させ給ひて、大蔵の丞豊蔭と名のりて、上ならぬ女のがりは御文も遣はしける。懸想せさせ給ひ、逢はせ給ひもしけるに、皆人さ心得て知り参らせたり。

やんごとなくよき人の姫君のもとへおはしまし初めにけり。乳母、母などを語らひて、父には知らせさせ給はぬ程に、聞きつけて、いみじく腹立ちて、母をせため、爪弾きをして、いたくのたまひければ、「さる事なし」とあらがひて、「まだしき由の文書きて給べ」と、母君のわび申したりければ、

人知れず身はいそげども年を経てなど越えがたき逢坂の関とて遣はしたりければ、父に見すれば、「さては空事なりけり」と思ひて、返し、父のしける。

あづま路に行きかふ人にあらぬ身はいつかは越えん逢坂の関一条摂政が、大蔵丞豊蔭と名乗つて、ある高貴な姫君の所に乳母や母を味方にして通っていたが、姫君の父親が聞きつけ腹を立てたので、「人知れず」の和歌を詠んで遣ったところ、その父親は「あづま路に」の和歌を返した、という話である。

この説話のおかしみは、父親が一条摂政の嘘の贈歌にすっかり騙されて、それらしいけれど事情を知っているものにとつては的外れな返歌をするところにある。和歌説話の中には、和歌を詠んだという事実が必要なだけで特にその和歌の内容は重要でないものもあるが、本説話のこの贈答は、この贈答でなくてはならない内容を持っている。

本説話の末尾には、「御集にあり。をかしく。」とあり、本話が『一条摂政御集』と何らかの関連があることが知られる。尤も、「御集」を『一条摂

『政御集』と認定するには、厳密な考証が必要であり、また、「御集」にあり。をかしく。」の文言を本文と見るか、後の注記が本文に組み込まれたものとするか、検討を要するが、『宇治拾遺物語』には、このようにその出典が示されていることはあまりない。

『一条撰政御集』は、一条撰政藤原伊尹の歌集である。大蔵史生である倉橋豊蔭を主人公とした、伊尹自撰と考えられる歌物語的性格の第一部と、「おなじおきなうたとてほかにみえしを、さかしらにつつましけれどとて」から始まる後人の増補と考えられる、歌集的性格の第二部と、『拾遺和歌集』から増補された第三部とからなる、三部構成である。

この二首の和歌は、その内の第一部の豊蔭の部の「みやづかへする人」<sup>1)</sup>との恋愛話の一つに載る。本話にかかわりのある部分の本文(一)【は章段(2)】を掲げる。

## 【一】

おほくらのしさうくらはしのとよかげ、くちをしきげすなれど、  
わかかりけるとき、女のもとにいひやりけることもをかきあつ  
めたるなり。

…いひかはしけるほどの人は、とよかげにことならぬ女なりけれ  
ど…

## 【二】

…みやづかへする人にやありけん、…

## 【三】

…をんなのおやききて、いとかしこういふとききて、とよかげ、  
まだしきさまのふみをかきてやる

ひとしれぬみはいそげどもとしをへてなどこえがたきあふさかのせき  
これを、おやに、このことしれる人のみせければ、おもひなほり

てかへりごとかかせけれ。母、女にはらへをさへなむせさせける  
あづまぢにゆきかふ人にあらぬみのいつかはこえんあふさかのせき  
心やましなにとしもへたまへ、とかかす。

女、かたはらいたかりけんかし。人のおやのあはれなることよ。

主人公豊蔭が、宮仕えする女に通っていたところ、その女の親に知られてしまったので、まだ逢っていない由の和歌を贈ったところ、親は機嫌を直し、娘に返歌を書かせた、という話である。「みやづかへする人」は、『後撰和歌集』の作者表記によれば、小野好古朝臣女である。

『宇治拾遺物語』の本説話末尾に「御集にあり。」という出典注記があるが、『宇治拾遺物語』と『一条撰政御集』とは、以下のように話の内容が異なっている。

先ず、主人公の男が異なっている。『宇治拾遺物語』では、「大蔵の丞豊蔭」と名のつてはいるが、あくまでも一条撰政であり、『一条撰政御集』では、大蔵史生倉橋豊蔭である。豊蔭の役職も「丞」と「史生」とで異なっている。『大鏡』<sup>3)</sup>、『奥義抄』、『八雲御抄』などにより、伊尹作の書の名を「とよかげ」といったことは知られるが、実生活において伊尹が豊蔭を名のつていたのかどうかは分からない。思うに、『宇治拾遺物語』の「今は昔」から「皆人さ心得て知り参らせたり」までの部分は、『一条撰政御集』『大鏡』などの記事を敷衍した『宇治拾遺物語』の作者の創作ではないだろうか。

また、男が通う女の身分も相違がある。『宇治拾遺物語』では「やんごとなくよき人の姫君」である。一方『一条撰政御集』では、豊蔭が通うのは、「みやづかへする人」ではあるが、「とよかげにことならぬ女」なのである。

『宇治拾遺物語』では、一条撰政と女との関係を、母や乳母は知っていて援護をしていたことになっているが、『一条撰政御集』では、母も二人の

関係を知らず、女に被えまですせた、ということになっている。

最も大きな相違は、二首目の和歌の詠者が違っているということである。『宇治拾遺物語』では父親が返歌を代作したことになっているが、『一条撰政御集』では「かへりごとかかせけれ」「かかす」とあるので、親の指図があつたことは間違いないが、返事は女が書いている。

『一条撰政御集』は、「女、かたはらいたかりけんかし。人のおやのあはれなることよ。」という評語で終わっているが、この評語は『宇治拾遺物語』にはない。反対に『宇治拾遺物語』末尾には、「ほほ多まれけんかしと、御集にあり」とあるが、「ほほ多まれ」た、という記述は『一条撰政御集』にはない。

「御集にあり。」とあるからには、本説話作者が『一条撰政御集』をかつて見たことがある、または話に聞いたことがあることとしていることは間違いない。だが、『宇治拾遺物語』に載る話と『一条撰政御集』に載る話には、以上に見たように差異がある。この説話を執筆あるいは作ったとき、『一条撰政御集』は、作者の手元にはおそらくなかつたであろう。あるいは手元にあつたとしても、元の文章のままには引いていない。『宇治拾遺物語』編者が、不十分な記憶を元に自身の言葉で記したか、自身の理解で納得のいくように原典を改変したものが、この第五十一話であろうと考える。

尤も、現在『一条撰政御集』は、益田家旧蔵の伝西行筆の写本が伝わるのみの孤本であるので、かつては『宇治拾遺物語』のような本文を持つ『一条撰政御集』が存在した、という可能性もないではない。

本説話の和歌二首は、『後撰和歌集』巻第十一恋三、『一条撰政御集』、『五代集歌枕』、『歌枕名寄』に、贈答歌として載る。また、「人知れず」の和歌のみ『源氏物語奥入』にも載る。『五代集歌枕』および『歌枕名寄』では、

「逢坂の関」の和歌として、贈歌は詞書なしで、返歌はただ「かへし」として、この贈答歌を載せている。なお『歌枕名寄』は、この贈答を載せるのは、収録歌数の多い流布本のみである。

『後撰和歌集』巻十一恋三の七三一、七三二番は、次の通りである（本文は、新編国歌大観による。傍線は稿者による）。

女のもとにつかはしける　　これまさの朝臣

人しれぬ身はいそげども年をへてなどこえがたき相坂の関

返し　　小野好古朝臣女

あづまぢにゆきかふ人にあらぬ身はいつかはこえむ相坂の関

『後撰和歌集』の詞書は、『宇治拾遺物語』の説話と比較すると、簡潔に過ぎるが、内容的にいくちがうところはない。『宇治拾遺物語』で、一条撰政は、女の父親に見せることが真の目的とはいへ、女に宛てて和歌を遣わしたのであり、それに対して「返し」があつたのである。だが、詠者と和歌本文とは、相違がある。和歌本文の異文については後ほど考察する。『後撰和歌集』で、「あづま路に」の和歌の詠者は、前述のように、女の父親ではなく、小野好古朝臣女となっている。もともと、実際に返歌をしたのは女の父親であつたとしても、女の詠として扱われている、ということも考えられる。その場合、詠者について、根本的な相違ありとは言ひ切れまい。

この贈答に関して、『一条撰政御集』と『後撰和歌集』の先後関係について言及された先覚の発言に、曾根誠一氏の『とよかげ』の方法―I段からIV段の検討―（『古典和歌論叢』16昭和六十三年四月）がある。氏は、伊尹が『後撰和歌集』の撰和歌所の別当であつたことから、「自らの入集集について全く関知していなかったとは考え難く」、「撰集資料の性格をそのまま反映させ一部は全く手を加えることなく入集させた」という『後撰和歌集』の性格を考え合わせると、『一条撰政御集』の「6・7番歌（稿者注：

「人しれぬ」と「あづま路に」の和歌)から『後撰集』732・733番歌への詠歌事情の改変は首肯するに足る適切な理由を認められず、また「女の親としての好古夫妻への気兼ね乃至配慮ということも、伊尹が当代随一の権力者師輔の嫡男でありその将来を約束された貴公子であったことから判断すれば論拠薄弱の謗を免れ得」ず、むしろ「Ⅱ段(稿者注:「みやづかへする人」との贈答を描いた章段)における恋の展開という構成意識に誘引されて、原態である『後撰集』732・733番に手を加え「人のおやのあはれ」さを強調し好色者豊蔭像を効果的に造型するために詠歌事情を改変したと理解した方が妥当性が高い」としておられる。氏は、『後撰和歌集』でまだ契りを交わす以前の男女間の贈答であったものを、『一条摂政御集』で、女の親に隠れて契りを交わした男女が親を騙してまだ逢っていない由の贈答を交わした話に作り変えた、と説かれるのである。

しかし、果たしてそうなのであるうか。

『後撰和歌集』の成立年は未詳であるが、撰和歌所が設置されたのは、天曆五年である。『一条摂政御集』第一部で扱われている贈答歌は、守屋省吾氏によれば、天曆末期から天曆二、三年の、伊尹が二十代前半であったころに交わされたものである。<sup>4)</sup>『後撰和歌集』撰集以前に、この贈答歌は交わされていたのである。

先ほど見た『後撰和歌集』の詞書は、『一条摂政御集』の内容とも、矛盾はしない。『一条摂政御集』では、親の指図はあつても、返事の名義は女である。詠者も相違しない。『一条摂政御集』のこの贈答は、建前的には『後撰和歌集』の贈答のようになるのである。『後撰和歌集』から『一条摂政御集』のように作り変えたというよりも、『後撰和歌集』の贈答歌の裏にはこんな事情があつたのだと、打ち明け話をしたものが『一条摂政御集』に載る話なのではないだろうか。『一条摂政御集』には「女、かたはらいたかり

けんかし。人のおやのあはれなることよ。」とあるのであるから、女の親を騙していることに、女はもちろん、伊尹にも、いくらか後ろめたい思いがあつたはずである。『後撰和歌集』撰集の時点では、まだ打ち明けられなかった、ということなのではないだろうか。

ここで扱われている二首の和歌は、小野好古の女とのやり取りであることが『後撰和歌集』から分かるわけであるが、小野好古の女の名は、『一条摂政御集』における後人の増補部分と考えられる第二部にも数箇所に見られる。そのうちのひとつである第二十六段を掲げる。

#### 【二六】

四みになりたまへるよろこびにおはしましたりけるに、やさいさうのんすめのやないしにすみたましが、うせてのち、さいさうなきて、

んらさきのふかきころものいろをだにみでわかれにし人ぞかなしき

#### かへし

むらさきのいろにつけてもねをぞなくきてもみゆべき人しななければ伊尹が従四位下に進んだのは、『公卿補任』によると、天曆九年正月七日のことであり、伊尹は時に三十二歳である。小野好古の女は、はやく没した。

『後撰和歌集』の詞書が、『一条摂政御集』で語られる事情を含まず、単に「女のもとにつかはしける」というものであつた理由は、親を騙すことで心苦しい思いをしたであろう女への、伊尹の配慮ではなかつたであろうか。女が親に責められることのないように、『後撰和歌集』の詞書は単に「女のもとにつかはしける」とし、女の没後に、実はこんな事情があつたのだと打ち明けたものが『一条摂政御集』に載る話なのではないか。

そうしてみると、章段末の「人のおやのあはれなることよ。」という一文

も、その意味が異なってくる。ここには、早くに娘を亡くした小野好古夫妻への、伊尹の同情の気持ちも込められていることになるのである。

〈三〉

和歌の本文について『宇治拾遺物語』の流布本である万治二年林和泉掾版行本を底本に、見ておきたい。

まず、伊尹の贈歌である。

『宇治拾遺物語』諸本間で、本文に異文はない。ただ、『宇治拾遺物語』

陽明本、伊達本、書陵本、龍門本、河内本、名大本、多和本の第四句に、「などこえかたき」という異文注記がある。

『宇治』万治	人しれす身はいそげともしをへてなどこえかたきあふさかのせき			
『宇治』陽明	け 年・	なと <small>作</small>	逢・坂・関・	
『宇治』伊達	け共・年・	なと <small>作</small>	逢・坂・関・	
『宇治』書陵	ハ け 年・	なと <small>作</small>	逢・坂・関・	
『宇治』龍門	ハ け 年・	なと <small>作</small>	関・	
『宇治』河内	ハ け 年・	なと <small>作</small>	逢・坂・関・	
『宇治』名大	ハ け 年・	なと <small>作</small>	坂・関・	
『宇治』多和	ハ け 年・	なと <small>作</small>	逢・坂・関・	

この異文注記を考えると、参考にすべきものとして、『源氏物語奥入』がある。『源氏物語奥入』では、『源氏物語』若紫の巻において、源氏が口ずさんだ「なぞ恋ひざらん」に関する注釈として、この歌を載せる。『宇治拾遺物語』の異文注記は、『源氏物語』のこの本文に影響を受けてのものである可能性がある。

祖母の尼君を亡くし寂しく暮らしていた紫の上を見舞った際、源氏は、紫の上付きの女房に、紫の上に逢いたい旨の歌を詠みかけたが、承諾でき

ない旨の歌を返された。それに対して、源氏は「なぞ恋ひざらん」と口ずさむのである。『源氏物語』諸本によっては、「なぞ越えざらん」とするものもある。こちらの方がやや「人しれず」の歌の表現に近い。

『宇治』万治	人しれす身はいそげともしをへてなどこえかたきあふさかのせき			
『奥入』定家	け 年・			
『奥入』類従	み 急・け 年・	こえざらん相・関・		
『奥入』大島	しれぬ け			
『奥入』神宮	しれぬ け	相・坂・		
『奥入』書陵	しれぬ け			
『奥入』新瀉	ハ け 年・	こえざらん相・関・		

『源氏物語奥入』の類従本と新瀉本では、第四句が「こえざらん」となっている。『源氏物語』本文に引かれた異文であろう。

引歌の元になった和歌として、この伊尹の歌が示されているわけであるが、『源氏物語』で源氏が口ずさんだものとこの和歌とは、用いられていることばが一致していない。『源氏物語』では、「なぞ恋ひ(越え)ざらん」であり、伊尹の歌の第四句は「なぞ越えがたき」である。『源氏物語奥入』の伝本の中にこの和歌を載せない本があるのは、この不一致のためであろう。『源氏物語』のこの表現について、新編日本古典文学全集頭注は、『後撰和歌集』に載る伊尹の和歌を、「なぞ」を「なぞ」に変えて引き、どうして紫の上に逢わないですまそうかと、源氏の決意の意に転じた」ものであるとしている。「なぞ」について、『古語大辞典』(中田祝夫・和田利政・北原保雄編 昭和五十八年十二月 小学館)の「語誌」(田村二葉氏執筆)では、「なぞ」と「と」の語勢の強弱に対応して、「なぞ」には強い疑問、非難の気持ちが込められ、「など」には軽い気持ちで尋ねる用例が多い」と解説されている。『源氏物語』若紫のこの場面であれば、紫の上との仲を認めよ

うとしない女房に対して、非難が向けられているということになるうか。

『宇治拾遺物語』では、女に宛てた和歌ではあるが、その真の目的は女の父親に見せることである。父親の心証を悪くするような歌では意味がない。『源氏物語』のように、「どうして…済まそうか」という決意の和歌では、ふさわしくないのである。「など」という本文は採れない。

異文注記については以上であるが、贈歌での一番問題になるのは、初句の異文である。

- 『後撰』定家 ・しれぬ け 年 ・ が 相・坂・關・
- 『後撰』中院 ・しれぬ け 年 ・
- 『後撰』貞享 ・しれぬ け 年 ・ 會・坂・關・
- 『後撰』堀河 ・しれぬ け 年 ・
- 『後撰』天理 ひとしれぬ け 年 ・
- 『後撰』日大 ・しれぬ け 年 ・ 相・坂・關・
- 『後撰』承保 ひとしれぬ け 年 ・ 相・坂・關・
- 『後撰』鳥取 ・しれぬ け 年 ・ 越・ 相・坂・關・
- 『後撰』黒川 ・しれぬ け 年 ・ 坂・
- 『後撰』雲州 ・しれぬ け 年 ・ どとし 越・ 相・坂・關・
- 『後撰』多和 ・しれぬ け 年 ・ 越・ 相・坂・關・
- 『後撰』歴甲 ・しれぬ け 年 ・ 相・坂・關・
- 『後撰』歴乙 ひとしれぬ け 年 ・ 坂・ 関・
- 『後撰』歴丙 ・しれぬ け 年 ・ 坂・ 関・
- 『後撰』神宮 ・しれぬ け 年 ・ 相・坂・ 関・
- 『後撰』福井 ひとしれぬ け 年 ・ 関・
- 『後撰』白杵 ・しれぬ け 年 ・ 越・ 坂・ 関・

- 『後撰』盛岡 ・しれぬ け 年 ・ 関・
- 『後撰』飯田 ・しれぬ け 年 ・ 関・
- 『後撰』桑三 ・しれぬ け 年 ・ 逢・坂・ 関・
- 『後撰』桑八 ・しれぬ け 年 ・ 逢・坂・ 関・
- 『後撰』松又 ・しれぬ け 年 ・ 相・坂・ 関・
- 『後撰』松ワ ・しれぬ け 年 ・ 坂・ 関・
- 『後撰』二一 ・しれぬ 急・ 年 ・ 何ど越 逢・坂・ 関・
- 『後撰』正保 ・しれぬ 急・ 年 ・ 越 坂・ 関・
- 『後撰』關戸 ・しれぬ 急・ 年 ・ 越 坂・ 関・
- 『後撰』角倉 ・しれぬ 急・ 年 ・ 越 坂・ 関・
- 『後撰』浦野 ・しれぬ 急・ 年 ・ 越 坂・ 関・
- 『後撰』季吟 ・しれぬ 急・ 年 ・ 越 坂・ 関・
- 『後撰』筑波 ・しれぬ 急・ 年 ・ 越 坂・ 関・
- 『後撰』筑二 ・しれぬ 急・ 年 ・ 越 坂・ 関・
- 『後撰』浄辨 ・しれぬ 急・ 年 ・ 越 坂・ 関・
- 『後撰』類字 ・しれぬ 急・ 年 ・ 越 坂・ 関・
- 『後撰』逸翁 ・しれぬ 急・ 年 ・ 越 坂・ 関・
- 『後撰』阪八 ・しれぬ 急・ 年 ・ 越 坂・ 関・
- 『後撰』標注 ・しれぬ 急・ 年 ・ 越 坂・ 関・
- 『後撰』東甲 ・しれぬ 急・ 年 ・ 越 坂・ 関・
- 『後撰』東乙 ・しれぬ 急・ 年 ・ 越 坂・ 関・
- 『後撰』東丙 ・しれぬ 急・ 年 ・ 越 坂・ 関・
- 『後撰』太山 ・しれぬ 急・ 年 ・ 越 坂・ 関・
- 『後撰』内甲 ・しれぬ 急・ 年 ・ 越 坂・ 関・
- 『後撰』内乙 ・しれぬ 急・ 年 ・ 越 坂・ 関・

『後撰』内丙 ・しれぬ ハ け 年・ 越・ 逢・坂・ 関・

『後撰』内丁 ・しれぬ ハ け 越・ 相・坂・ 関・

『後撰』島根 ・しれぬ け 年・ 越・ 相・坂・ 関・

『後撰』陽甲 ひとしれぬ ハ け 年・ 相・坂・ 関・

『後撰』陽乙 ひとしれぬ ハ け 年・ 相・坂・ せき

『後撰』陽丙 ひとしれぬ け 年・ 相・坂・ 関・

『一条』 ひとしれぬみ け 越・

『五代』 ・しれぬ ど ど が

『名寄』万治 ・しれぬ ど 年・ ど が 関・

『名寄』阪女 ・しれぬ ハ 年・ 越・ 関・

『名寄』支子 ・しれぬ ハ け 年・ 越・

この歌を載せる他文献諸本では、初句は「人知れぬ」という形である。何故『宇治拾遺物語』のみは「人知れず」となっているのでしょうか。

「人知れぬ身」は、世間に名の知れない不甲斐ない身、出世できないことを嘆く時に多く用いられる字句表現である。この伊尹の歌の場合は、恋の歌であるから、『宇治拾遺物語』に載る「人知れず」の方が意味は通じやすい。

但し、『一条摂政御集』には他にも、

【一〇六】

またこと人に

人しれぬねぎめのなみだふりみちてさもしぐれつるよはのそらかな

【一一三】

たれにか、おとど

人しれぬみとしおもへばあかつきのとりとともになねはなかけける

という、「人知れぬ」という字句表現の歌がある。これらの歌も、誰かに対

して贈られた恋の歌であり、自分の心が恋しい人に受け入れてもらえないことを歎いているのである。

従って、おそらく本来は「人しれぬ」という本文であったのだろう。それを説話作者が、沈倫を歎く表現と受け取られかねない「人知れぬ」から誤解の生じにくい「人知れず」へと改変を行ったものだと考えられる。

次に返歌である「東路に」の和歌について見ておく。

『宇治』万治 あつまちにゆきかふひとにあらぬ身はいつかはこえんあふさかのせき

『後撰』堀河 あつまちをゆきかふ人 いかゝは む 坂・

『後撰』天理 あつまちをゆきかふ人 ハ ハ

『後撰』書甲 あつまちをゆきかふ人 いかゝはすらむ 坂・

『後撰』承保 あつまちをゆきかふ人 み

『後撰』雲州 ぢ 人・にあらぬ身の

『後撰』関戸 アツマチニユキカフ人・モアラヌミハイツカハコエンアフサカノセキ

『後撰』内丙 東・路 行 人 知らぬ身ハ ハ

『一条』 つ 人 みの

『五代』 あつまちをゆきかふ人

多くの本にわたって共通する異文はない。独自異文を吟味しておく。

第一句「あづま路に」が、『後撰和歌集』堀河本、天理本、書甲本、承保本、『五代集歌枕』で、「あづま路を」となっている。どちらでも意味は通じる。

第二句「行きかふ人に」が、『後撰和歌集』関戸本で「ユキカフ人モ」となっている。「行きかふ人もあらぬ身」という字句は不自然である。誤謬であろう。

第三句「あらぬ身は」が、『後撰和歌集』雲州本、『一条摂政御集』で「あ

らぬ身の」となっている。『一条撰政御集』では、「の」の右側に「ハ」と書き入れがある。この場合の「の」は主格であるから、意味は同じになる。また、『後撰和歌集』内丙本では、「あらぬ身ハ」の右側に「なくに」と書入れがある。この書き入れに従うなら「あらなくに」という本文になるが、それでも意味は通じる。

第四句の「いつかは越えん」が、『後撰』堀河本で「いかはこえむ」となっている。「いかがは」であると、「どうして逢坂の関を越えるということがあるのか。いや、そんなことはない。」という反語の意になる。この返歌は謝絶の歌であるべきであり、その点から「いかがは」でも十分に通じるが、伊尹の贈歌には、「年を経て」という時の表現を含むので、返歌にも時の表現がほしいところである。従って「いつかは」の方が妥当である。また、『後撰和歌集』書陵本では「いかがはすらむ」となっている。これでは、「東路に行き交う人でないあなたは一体どうするのか」という、歌意不明の返歌になってしまう。不適な字句であると言える。「春」の草体と「古」「ウ」と「え」を誤ったのであろう。

この返歌の「あづま路に」について、下浅千穂氏は、「京から「あづまぢ」を越えるのは、東国へ行く場合、つまり国司として地方へ赴任する場合で、「国司にもなれない身分では赴任することもないのだから、逢坂の関を越えることもない。はっきり言えば、そんな身分の低い男には、娘に通わせることは出来ない、といつている」とされている。しかし、国司は東国に限ったものではない。また、『一条撰政御集』で、女の返事には、返歌のほかに「心やましなとしもへたまへ」ともあり、これは「山科」との掛詞である。「東路」「山科」ともに、「逢坂の関」に引かれた縁語と見るほうが自然であろう。

#### 〈四〉

第五十一話の内容、和歌について、他文献に載るものと比較しつつ検討を加えてみた。

『宇治拾遺物語』の本説話末尾に「御集にあり。」という出典注記があるにもかかわらず、『宇治拾遺物語』と『一条撰政御集』とは、その話の内容が異なっていた。実生活において伊尹が豊蔭を名のっていたという記事は『宇治拾遺物語』のみである。それは、『一条撰政御集』『大鏡』などに敷衍した『宇治拾遺物語』の編者の想像によるものである可能性がある。

この話の贈答歌は『後撰和歌集』にも載るが、その詞書はあまりにも簡略である。伊尹は『後撰和歌集』の撰和歌所の別当であり、『一条撰政御集』第一部は伊尹自撰であるのに、なぜ示される詠歌事情が異なるのか。それは、親を騙すことで心苦しい思いをしたであろう女への配慮の結果かもしれない。女が親に責められることのないように、『後撰和歌集』の詞書は単に「女のもとにつかはしける」とし、女の没後に、裏事情を打ち明けたものが『一条撰政御集』に載る話なのではないか。

贈歌である伊尹の和歌は『宇治拾遺物語』諸本では初句が「人知れず」であるが、『後撰和歌集』等の他文献では「人しれぬ」となっている。これは元々「人知れぬ」であったものを、『宇治拾遺物語』編者が、誤解の生じにくい「人しれず」に改変してしまったものであると考えられる。また、第四句には、「などこえかたき」に「ぞイ」という異文注記があり、それは『源氏物語』の本文に影響を受けてのものである可能性がある。

返歌である「あづま路の」の和歌には特に問題というほどの問題はない。

稿者は、先に、第百十一話「歌詠みて罪を許さるる事」の「年を経て頭



の雪はつれどもしもと見るにぞ身は冷えにける」という歌について検討し、<sup>6)</sup>『宇治拾遺物語』に載る和歌は、諸伝本の間でさほど大きな異文はないが、中には和歌の質にまで関わる重大な異文もあり、一々の歌について本文の差異を確認することは、書写や改変の在り方の一端を追及する手続きとして欠かせない、という提言を行った。

また別稿で、第四百四十九話「貫之歌の事」、第五百十話「東人、歌詠む事」および第五百一十一話「河原院融公の靈住む事」の説話配列について検討し、<sup>7)</sup>『宇治拾遺物語』は、説話の内容と併せて、その和歌の内容と表現にふさわしい配列を行っていることを明らかにした。

本稿における検討を見るに、前二稿に考えたことと併せて、『宇治拾遺物語』編者は、元々の出典を採り入れるのに、自身の言葉、理解で、自身に納得のいくように語り出している、ということがいえると思う。

また、和歌についていえば、意味を誤解されかねない表現を、誤解の生じにくい分かりやすい一般的な表現にかえているということがいえる。

【注】

- 1 たとは、鈴木棠三氏「一条撰政御集の研究」『文学』3-6 昭和十年六月)、難波喜造氏「一条撰政御集の成立に就いて」『日本文学史研究』6 昭和二十五年九月)などの論がある。伊尹ほどの人物を「大藏史生倉橋豊蔭」という微官に仮託するのは伊尹その人をおいて他にない、というのがその理由である。
- 2 平安文学論叢会著『一条撰政御集注釈』(瑞書房 昭和四十二年十一月)による。「このおとは、一条撰政と申しき。これ、九条殿の一男におはします。いみじき御集つくりて、豊景と名のらせたまへり」(橋健二氏・加藤静子氏校注・訳「大鏡」新編日本古典文学全集34 平成八年 小学館)
- 4 守屋省吾氏『一条撰政御集』考―主として第一部とよかげの成立期について―

- 5 『立教大学日本文学』29 昭和四十七年十二月)  
下浅千徳氏『一条撰政御集』の一考察―とよかげの日記文学的特質』(『一松』16 平成十四年三月)
- 6 拙稿『宇治拾遺物語』所収和歌の本文流伝―年を経て頭の雪は積れども』歌の検討(『筑波大学平家部会論集』10 平成十六年一月)
- 7 拙稿『宇治拾遺物語』における和歌説話の配列―第四百十九・百五十・百五十一話の場合』(『筑波大学平家部会論集』11 平成十七年十二月)

※本稿の検討において、国文学研究資料館収蔵マイクロ資料等で調査し得たのは、以下の諸本である。( )は略号)

- 『宇治拾遺物語』『宇治』万治二年林和泉掾版行本(万治)、陽明文庫本(陽明)、伊達本(伊達)、書陵部本(書陵)、龍門文庫本(龍門)、九州大学文学部蔵本(九大)、蓬左文庫本(蓬左)、今治市河野美術館蔵本(114-258)(河甲)、今治市河野美術館蔵本(114-259)(河乙)、今治市河野美術館蔵本(247-260)(河丙)、名古屋大学文学部国文研究室小林文庫蔵本(名大)、多和文庫本(多和)、古活字本(古活)
- 『後撰和歌集』『後撰』高松宮家蔵天福二年定家本(定家)、京都大学図書館蔵中院家旧蔵本(中院)、貞享二年本系大山寺蔵伝橋本公夏筆本(貞享)、宮内庁書陵部蔵伝堀河宰相具世筆本(堀河)、天理図書館蔵伝正徹筆本(天理)、日本大学図書館蔵冷泉為相筆本(日大)、承保三年奥書本(承保)、鳥取県立図書館蔵承保三年奥書本(鳥取)、ノートルダム清心女子大学蔵黒川家旧蔵本(黒川)、出雲守松平治郷(雲州公)旧蔵本(雲州)、多和文庫蔵本(多和)、国立歴史民族博物館蔵高松宮家旧蔵本(773)(歴甲)、国立歴史民族博物館蔵高松宮家旧蔵本(784)(歴乙)、国立歴史民族博物館蔵高松宮家旧蔵本(21-1代集)本(0661)(歴丙)、神宮徴古館蔵『八代集』(神宮)、福井県立図書館松平文庫蔵『八代集』(福井)、臼杵市立臼杵図書館蔵本(臼杵)、盛岡市中央公民館蔵本(盛岡)、飯田市立図書館(堀家)蔵本(飯田)、桑名市立文化美術館秋山文庫蔵写『三代集』(桑三)、桑名市立文化美術館秋山文庫蔵写『八代集』(桑八)、松平公益会蔵『八代集』(文)(松又)、松平公益会蔵『八代集』(ワ)(松ワ)、正保四年版行二十一代集大本(二二)、正保四年開版八代集本(正保)、関戸守彦氏蔵片仮名本(関戸)、伝阿仏尼筆角倉切(角倉)、伝寛源筆浦野切(浦野)、北村季吟『八代集抄』(季吟)、筑波大学蔵本(筑波)、筑波大学蔵二十一代集本(筑二)、浄辨本後撰集拾遺集本(浄辨)、寛永八年刊類字名所和歌集本(類字)、逸翁美術館蔵『八代集』(逸翁)、大阪女子大学

- 附属図書館『八代集』(阪八)、後撰和歌集標注(標注)、東大国文学研究室蔵本(D  
 1.5-20B)(東甲)、東大国文学研究室蔵本(中古I.1.5-2A)(東乙)、東京大学国文  
 学研究室蔵『八代集』(東丙)、太山寺蔵本(太山)、内閣文庫蔵本(特96)(内甲)、  
 内閣文庫蔵本(特97-1)(内乙)、内閣文庫蔵本(300-6)(内丙)、内閣文庫蔵本  
 (200-63)(内丁)、島根県某家蔵本(島根)、陽明文庫蔵本(122-歌1-2)(陽甲)、  
 陽明文庫蔵本(3階-377)(陽乙)、陽明文庫蔵本(33422)(陽丙)  
 『一条撰政御集』(一条) 伝西行筆益田家旧蔵本(孤本)  
 『五代集歌枕』『五代』天理図書館本(孤本)  
 『歌枕名寄』(名寄) 万治二年刊本(万治)、大阪女子大学附属図書館蔵刊本(阪女)、  
 九州大学附属図書館支子文庫蔵本(支子)  
 『源氏物語奥入』(奥入) 定家自筆本(定家)、群書類従本(群書)、大島本(大島)、  
 神宮文庫蔵『源語古抄』(神宮)、宮内庁書陵部蔵『源語古抄』(書陵)、新潟大学  
 附属図書館蔵『源氏奥入』(新潟)

(おの のぞみ 筑波大学人文社会科学部研究科 学生)